

青木村家計急変学生等支援金事業支給要綱

令和2年6月1日

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、高校生等以上を就学させているひとり親家庭並びに青木村を離れて就学する学生等の経済的な影響を鑑み、就学継続に必要な経費の一部を支援金として支給する。

(定義)

第2条 この要綱において「高等教育機関等」とは、高等学校、大学、大学院、短期大学、専門学校、養護学校高等科、若しくはこれらに進学するための予備校等をいい、「ひとり親」とは、青木村に住所を有する母親または父親、若しくはその親族等で、ひとりの生計で学生を扶養する者をいい、「離村学生」とは長野県外の高等教育機関等に就学し、かつ、生活している学生で、青木村に住所を有する親等に扶養されている者をいう。

(支給対象者・支給額)

第3条 支援金の支給対象者及び支給額は、次の当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 令和2年4月1日において18歳に満たない高等教育機関等に就学する学生を扶養するひとり親 子ひとりにつき3万円
- (2) 令和2年4月1日において18歳に満たない離村学生を扶養する親等 子ひとりにつき3万円
- (3) 令和2年4月1日において18歳以上の高等教育機関等に就学する学生で、ひとり親に扶養されている者 3万円
- (4) 令和2年4月1日において18歳以上の離村学生 3万円

(申請手続き等)

第4条 前条第1号の支援金は、申請手続きを不要とし、受取を辞退するときは、その旨を申し出るものとする。

2 前条第2号の支援金は別紙様式第1号、第3号及び第4号の支援金は別紙様式第2号により申請のあった者に対し、村長が審査決定し、支給するものとする。

3 前項の支給に係る申請期限は、令和2年8月20日までとする。

(支援金の返還)

第5条 村長は、偽りその他不正な手段により支援金を受給した者があるときは、その者に既に支給した支援金の返還を命ずることができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。